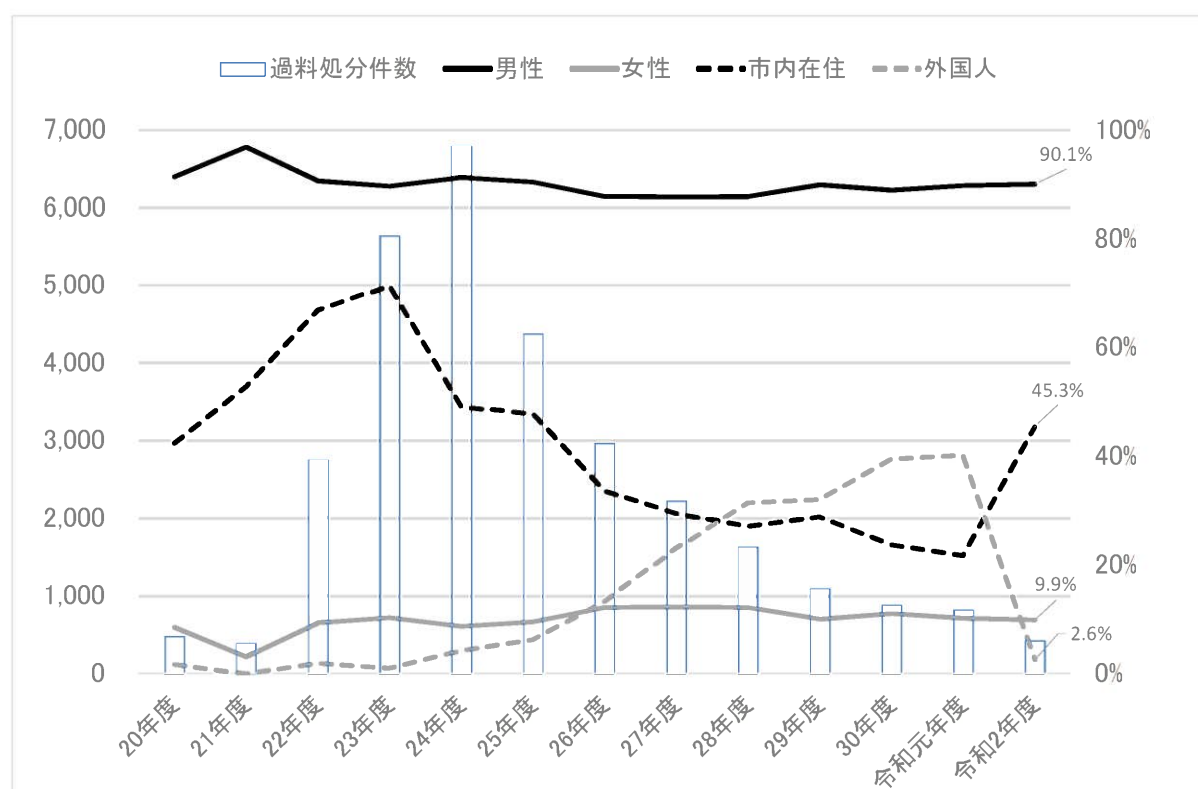


過料処分件数の推移

年度	過料処分 件数	(内訳)				取組の変化等
		うち男性	うち女性	うち市内在住	うち外国人	
19年度	—	—	—	—	—	平成19年 6月 条例を施行 11月 「市内中心部」10路線を禁止区域に指定
20年度	480	439	41	203	8	平成20年 6月 過料徴収を開始
21年度	391	379	12	206	0	
22年度	2,754	2,497	257	1,837	53	平成22年 7月 禁止区域「市内中心部」を拡大
23年度	5,638	5,057	581	4,021	58	平成23年 4月 路上喫煙等監視指導員を増員(6人→9人)
24年度	6,794	6,202	592	3,332	288	平成24年 2月 「京都駅地域」「清水・祇園地域」を 禁止区域に指定
25年度	4,380	3,963	417	2,093	273	
26年度	2,968	2,607	361	997	395	
27年度	2,225	1,952	273	655	512	
28年度	1,632	1,433	199	442	510	
29年度	1,095	985	110	315	349	
30年度	886	788	98	210	348	
令和元年度	825	741	84	179	330	平成31年 4月 試行的に禁止区域外の啓発・巡回を開始
令和2年度	424	382	42	192	11	令和2年度～ ・新型コロナウイルス感染症対策のため街頭啓発を中止 ・拡声器付き公用車を用いた音声啓発を開始
累計	30,492	27,425	3,067	14,682	3,135	

過料処分件数の推移グラフ



「路上喫煙等の禁止等に関する条例」の広報媒体
(令和2年度実施分)

1 印刷物

形態	主な配架先	
ポスター	各区・支所等本市関連部署，市営地下鉄全駅の構内	
チラシ	本市関連部署	本庁舎，各区・支所，図書館，消防署
	健康増進法改正に伴う周知	学校，病院，保育園等の第一種施設，飲食店等の第二種施設

2 啓発物品

ティッシュ，カイロ等を本市関連部署（各区・支所，図書館等），で配布。

3 標示

道路上への路面シートの貼付，ガードレール及び市街灯等への啓発ステッカー貼付，施設・飲食店・市民の方へ啓発ステッカーの送付など

4 市広報媒体

- ・京都市情報館ホームページ
- ・市政広報板

(参考) 過年度実施（民間広告媒体）

令和元年度

- ・京都観光コンシェルジュ，Leaf 特集「京都案内」
- ・祇園祭宵山巡行ガイド（日本語・英語），京都観光マップ（京都市観光協会発行：日，英，中，台，韓，仏，伊）
- ・「知ってる？京のマナー」(WEBLeaf)
- ・桃旅厳選（Peach 航空運営 訪日台湾人・香港人向けサイト）

平成30年度

- ・路面標示（埋込タイル）（4カ国語表記のものを設置）
- ・観光案内板の空きスペースに啓発ステッカー貼付
- ・Leaf 創刊記念特大号への広告記事掲載
- ・フリーペーパー「Why KYOTO？」(英語)への広告記事掲載
- ・フリーペーパー「京阪神好時光」(簡体字・繁体字)への広告記事掲載
- ・フリーペーパー「GOOD LUCK TRIP 関西」(英語，簡体字，繁体字，タイ語)への広告記事掲載

定点調査 令和2年2月～令和3年10月

別紙 6

【合 計】		観光地拡大後(R2.2)			観光地拡大後(R2.4)			観光地拡大後(R3.4)			観光地拡大後(R3.10)		
No.	場所	歩行者数 (=A)	路上喫煙 者数 (=B)	B/A (%)	歩行者数 (=A)	路上喫煙 者数 (=B)	B/A (%)	歩行者数 (=A)	路上喫煙 者数 (=B)	B/A (%)	歩行者数 (=A)	路上喫煙 者数 (=B)	B/A (%)
1	京都駅(JR・烏丸口)	13,043	0	0.00	3,764	1	0.03	6,762	0	0.00	9,979	0	0.00
2	京都駅(JR・八条口)	3,799	2	0.05	1,575	8	0.51	2,254	1	0.04	4,174	0	0.00
3	京都駅(JR・八条口)	5,815	1	0.02	2,143	1	0.05	5,344	0	0.00	5,766	0	0.00
4	円町駅(JR)	2,242	3	0.13	1,862	4	0.21	2,059	5	0.24	1,929	8	0.41
5	二条駅(JR)	5,600	6	0.11	2,723	4	0.15	4,905	2	0.04	4,590	2	0.04
6	西大路駅(JR)	2,867	4	0.14	1,876	2	0.11	2,619	4	0.15	2,487	5	0.20
7	山科駅(JR)	2,246	1	0.04	1,912	4	0.21	3,449	0	0.00	2,926	1	0.03
8	出町柳駅(京阪)	1,155	7	0.61	807	4	0.50	1,208	6	0.50	1,051	2	0.19
9	三条駅(京阪)	2,444	5	0.20	924	3	0.32	2,140	6	0.28	2,669	0	0.00
10	祇園四条駅(京阪)	8,012	4	0.05	1,941	6	0.31	5,170	4	0.08	9,198	1	0.01
11	伏見桃山駅(京阪)	6,173	12	0.19	3,449	7	0.20	6,810	1	0.01	8,662	3	0.03
12	北大路駅(地下鉄)	3,906	1	0.03	2,580	2	0.08	3,803	1	0.03	3,652	0	0.00
13	今出川駅(地下鉄)	2,384	7	0.29	1,311	6	0.46	2,204	0	0.00	2,491	1	0.04
14	烏丸御池駅(地下鉄)	1,379	0	0.00	1,487	3	0.20	2,263	0	0.00	1,200	1	0.08
15	五条駅(地下鉄)	1,880	3	0.16	987	3	0.30	2,310	4	0.17	1,847	2	0.11
16	京都市役所前駅(地下鉄)	3,709	0	0.00	2,566	0	0.00	4,239	0	0.00	3,635	2	0.06
17	京都河原町駅(阪急)	11,351	2	0.02	6,080	2	0.03	7,446	0	0.00	9,445	1	0.01
18	烏丸駅(阪急)	7,047	0	0.00	2,545	3	0.12	5,211	0	0.00	6,103	0	0.00
19	大宮駅(阪急)	3,067	3	0.10	2,041	2	0.10	3,435	4	0.12	2,707	2	0.07
20	西院駅(阪急)	7,460	6	0.08	3,949	9	0.23	5,754	9	0.16	6,149	1	0.02
21	桂駅(阪急)	2,878	2	0.07	1,936	1	0.05	2,583	1	0.04	2,611	3	0.11
22	桂駅(阪急)	2,735	1	0.04	2,088	1	0.05	1,484	1	0.07	1,650	1	0.06
23	京都大学	5,215	0	0.00	4,232	0	0.00	1,558	1	0.06	1,996	0	0.00
24	京都外国語大学	477	2	0.42	348	1	0.29	1,564	0	0.00	878	0	0.00
25	京大病院	106	0	0.00	134	0	0.00	174	1	0.57	256	2	0.78
26	府立医大病院	817	7	0.86	484	2	0.41	2,127	3	0.14	1,248	2	0.16
27	第一日赤	429	2	0.47	320	2	0.63	396	4	1.01	348	2	0.57
28	第二日赤	1,085	9	0.83	648	12	1.85	697	5	0.72	803	2	0.25
29	市立病院	708	5	0.71	331	1	0.30	402	3	0.75	385	1	0.26
30	武田病院	2,549	2	0.08	1,043	2	0.19	1,412	0	0.00	1,937	0	0.00
31	丸太町病院	665	3	0.45	451	2	0.44	614	0	0.00	584	0	0.00
32	四条繁栄会	9,393	0	0.00	4,971	0	0.00	8,101	1	0.01	9,092	0	0.00
33	烏丸通	4,397	0	0.00	2,238	1	0.04	3,755	0	0.00	4,003	0	0.00
34	烏丸通	4,261	2	0.05	2,199	4	0.18	2,993	2	0.07	2,772	1	0.04
35	三条名店街商店街	3,343	1	0.03	4,476	0	0.00	3,874	3	0.08	6,186	0	0.00
36	河原町商店街	10,548	0	0.00	3,611	2	0.06	7,787	0	0.00	9,264	0	0.00
37	寺町商店街	10,139	0	0.00	6,415	0	0.00	5,221	0	0.00	9,912	0	0.00
38	新京極商店街	12,993	0	0.00	4,272	0	0.00	9,963	0	0.00	11,272	0	0.00
39	新京極商店街	7,809	1	0.01	2,744	4	0.15	7,752	0	0.00	12,408	0	0.00
40	錦薬師商店街	7,651	0	0.00	2,731	2	0.07	10,097	0	0.00	8,829	0	0.00
41	木屋町通	2,369	5	0.21	678	5	0.74	2,627	10	0.38	2,828	5	0.18
42	木屋町通	2,779	24	0.86	1,045	8	0.77	1,109	35	3.16	1,252	38	3.04
43	先斗町通	2,413	13	0.54	320	7	2.19	841	2	0.24	2,179	5	0.23
44	三条大橋西詰	3,087	19	0.62	1,334	27	2.02	2,756	17	0.62	3,330	13	0.39
45	京都三条会商店街	1,771	0	0.00	1,115	0	0.00	1,611	0	0.00	1,536	0	0.00
46	金閣寺	1,417	2	0.14	148	0	0.00	254	0	0.00	757	0	0.00
47	銀閣寺	470	0	0.00	762	1	0.13	794	0	0.00	498	0	0.00
48	北野天満宮	1,740	3	0.17	564	3	0.53	482	2	0.41	596	1	0.17
49	嵐山	5,261	0	0.00	1,241	0	0.00	1,902	0	0.00	5,374	0	0.00
50	二条城	1,911	1	0.05	1,215	0	0.00	2,055	0	0.00	1,267	0	0.00
51	岡崎地域	489	2	0.41	193	1	0.52	246	0	0.00	1,026	0	0.00
52	錦市場	3,080	4	0.13	1,123	2	0.18	3,424	9	0.26	8,075	11	0.14
53	清水寺	7,367	0	0.00	836	0	0.00	1,825	0	0.00	5,979	0	0.00
54	ねねの道	1,768	3	0.17	333	0	0.00	510	1	0.20	1,691	0	0.00
55	五条坂	2,824	0	0.00	399	0	0.00	1,092	0	0.00	3,014	0	0.00
56	八坂神社	3,268	0	0.00	637	0	0.00	1,718	1	0.06	2,784	1	0.04
57	花見小路	5,730	0	0.00	808	2	0.25	487	2	0.41	4,229	0	0.00
58	祇園新橋	2,050	2	0.10	418	0	0.00	679	5	0.74	1,764	2	0.11
59	東本願寺	2,848	1	0.04	1,320	4	0.30	1,909	1	0.05	2,233	1	0.04
60	伏見稲荷大社	2,297	0	0.00	214	0	0.00	2,402	3	0.12	2,261	0	0.00
総計		238,716	183		106,897	171		180,662	160		229,767	123	

市内中心地	97,100	10	0.01	47,458	23	0.05	82,126	15	0.02	102,196	16	0.02
商業地区	22,657	3	0.01	7,482	10	0.13	14,360	1	0.01	19,919	0	0.00
清水・祇園	28,969	7	0.02	4,951	8	0.16	10,802	8	0.07	26,895	2	0.01
禁止区域以外	89,990	163	0.18	47,003	130	0.28	73,374	136	0.19	80,757	105	0.13
合計	238,716	183	0.08	106,897	171	0.16	180,662	160	0.09	229,767	123	0.05

令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要

(喫煙に関する項目を抜粋)

目次

I 調査の概要

II 結果の概要

第1部 社会環境と生活習慣等に関する状況

1. 食習慣改善の意思
2. 健康な食習慣の妨げとなる点
3. 食生活に影響を与えている情報源
4. 外食、持ち帰りの弁当・惣菜、配食サービス、健康食品の利用状況
5. 運動習慣改善の意思
6. 運動習慣の定着の妨げとなる点
7. 非常用食料の用意の状況

第2部 基本項目

第1章 身体状況及び糖尿病等に関する状況

1. 肥満及びやせの状況
2. 糖尿病に関する状況
3. 血圧に関する状況
4. 血中コレステロールに関する状況

第2章 栄養・食生活に関する状況

1. 食塩摂取量の状況
2. 野菜摂取量の状況

第3章 身体活動・運動及び睡眠に関する状況

1. 運動習慣者の状況
2. 歩数の状況
3. 睡眠の状況

第4章 飲酒・喫煙に関する状況

1. 飲酒の状況
2. 喫煙の状況
3. 禁煙意思の有無の状況
4. 受動喫煙の状況

第5章 歯・口腔の健康に関する状況

1. 歯・口腔の健康に関する状況

第6章 地域のつながりに関する状況

1. 地域社会のつながりの状況

《参考》 栄養素・食品群別摂取量に関する状況

1. 栄養素等摂取量
2. 食品群別摂取量

2. 喫煙の状況

現在習慣的に喫煙している者の割合は 16.7%であり、男性 27.1%、女性 7.6%である。この 10 年間でみると、いずれも有意に減少している。年齢階級別にみると、30～60 歳代男性ではその割合が高く、3割を超えている。

図 40-1 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20 歳以上)(平成 21～令和元年)

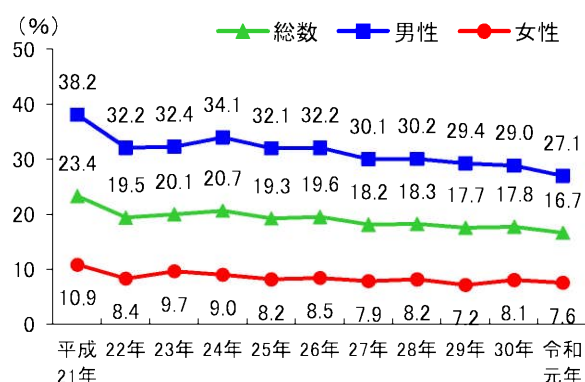
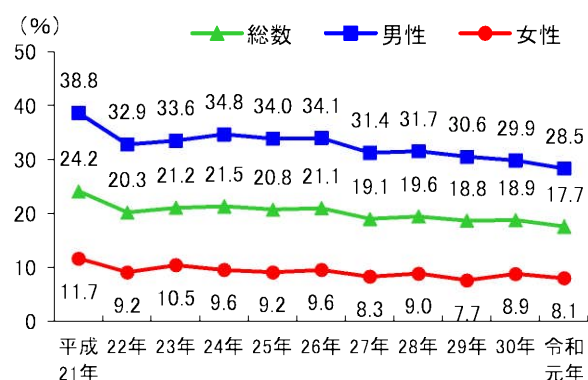


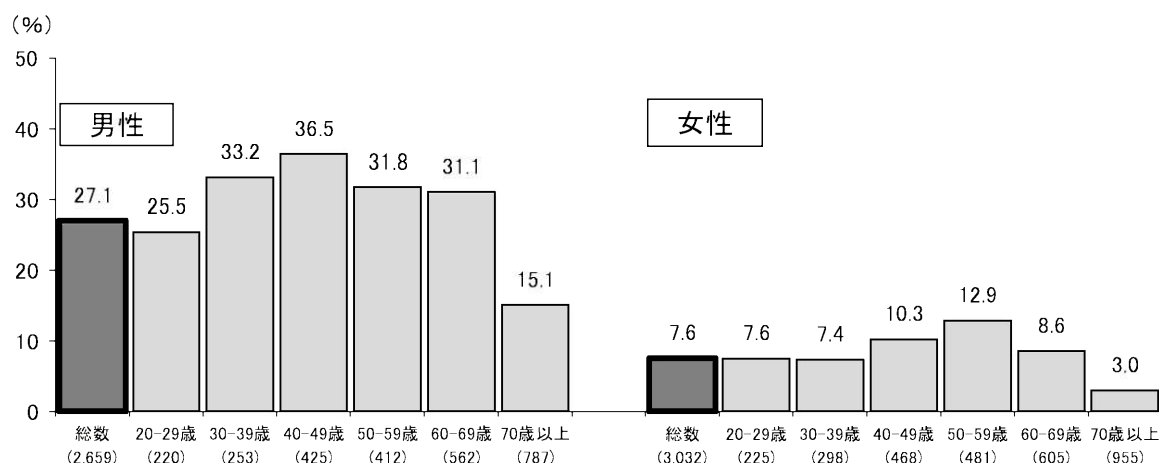
図 40-2 年齢調整した、現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20 歳以上)(平成 21～令和元年)



※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。

なお、平成 23、24 年は、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある者のうち、「この1ヶ月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者であり、平成 21、22 年は、合計 100 本以上又は6ヶ月以上たばこを吸っている(吸っていた)者。

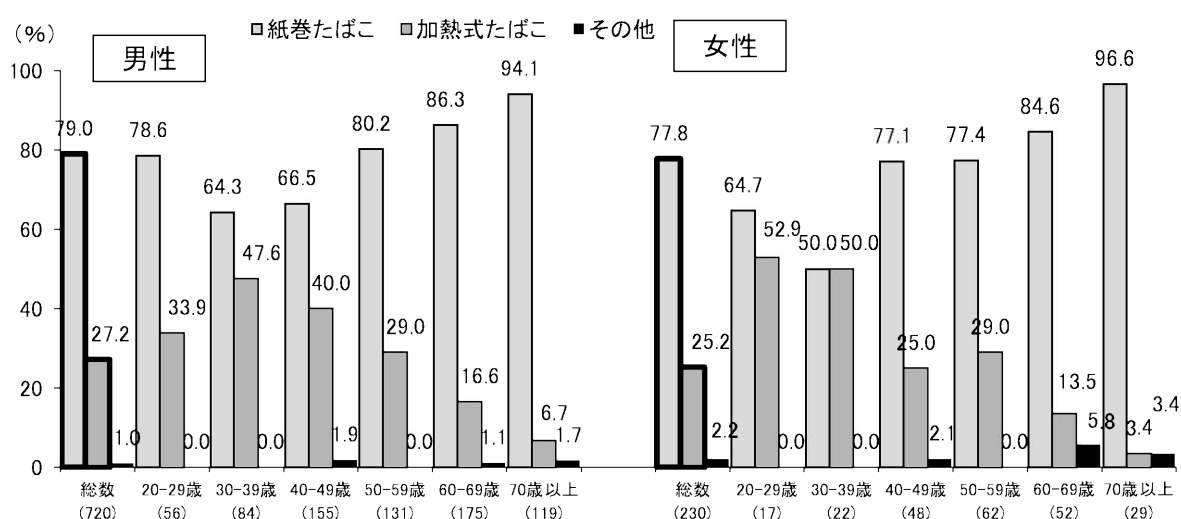
図 41 現在習慣的に喫煙している者の割合(20 歳以上、性・年齢階級別)



(参考)「健康日本21(第二次)」の目標
成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)
目標値: 12%

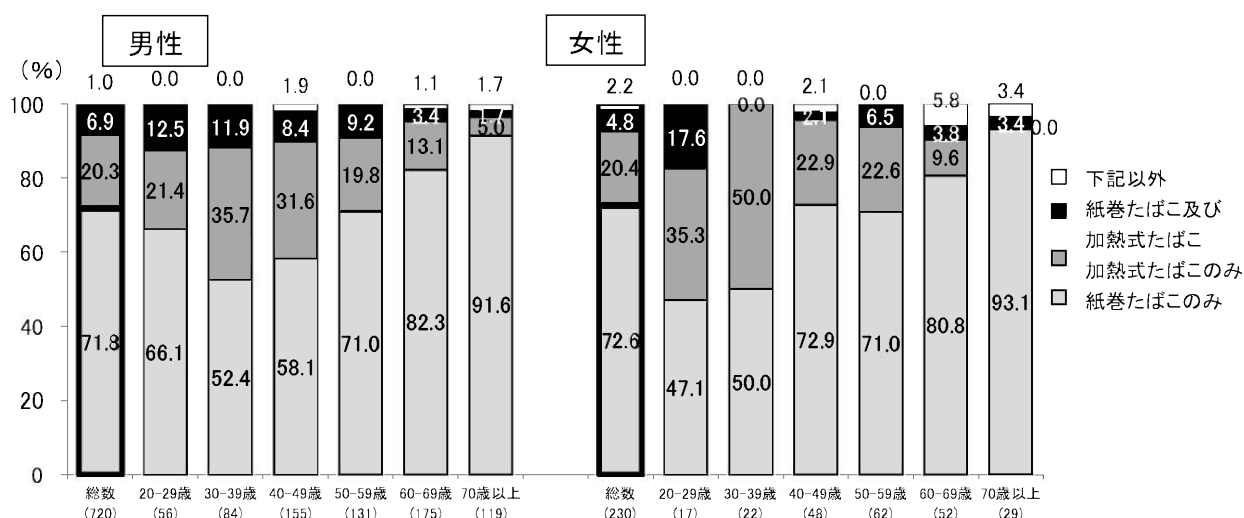
現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類は、「紙巻たばこ」の割合が男性 79.0%、女性 77.8%であり、「加熱式たばこ」の割合が男性 27.2%、女性 25.2%である。たばこ製品の組合せについて、「紙巻たばこのみ」「加熱式たばこのみ」「紙巻たばこ及び加熱式たばこ」の割合は、男性では、71.8%、20.3%、6.9%であり、女性では、72.6%、20.4%、4.8%である。

図 42 現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類（20 歳以上、性・年齢階級別）



※「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者。
 ※たばこ製品は、「紙巻たばこ」、「加熱式たばこ」、「その他」の中から、複数回答可とした。

図 43 現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の組合せの状況（20 歳以上、性・年齢階級別）



※「紙巻たばこ及び加熱式たばこ」とは、複数回答において「紙巻たばこ」及び「加熱式たばこ」の両方を選択した者である。

3. 禁煙意思の有無の状況

現在習慣的に喫煙している者のうち、たばこをやめたいと思う者の割合は 26.1%であり、男女別にみると男性 24.6%、女性 30.9%である。この 10 年間でみると女性では有意な増減はみられないが、男性では有意に減少している。

図 44-1 現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合の年次推移(20 歳以上)(平成 21～令和元年)

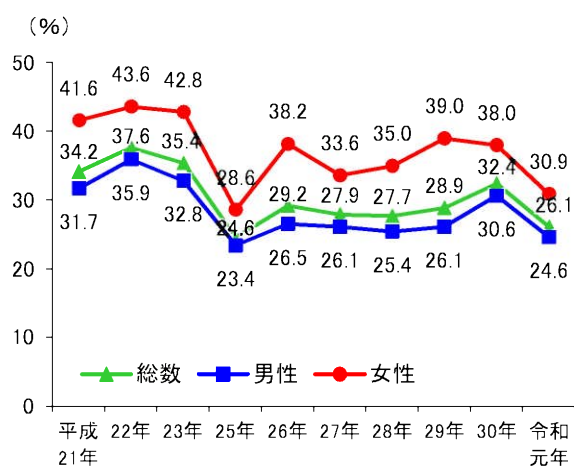
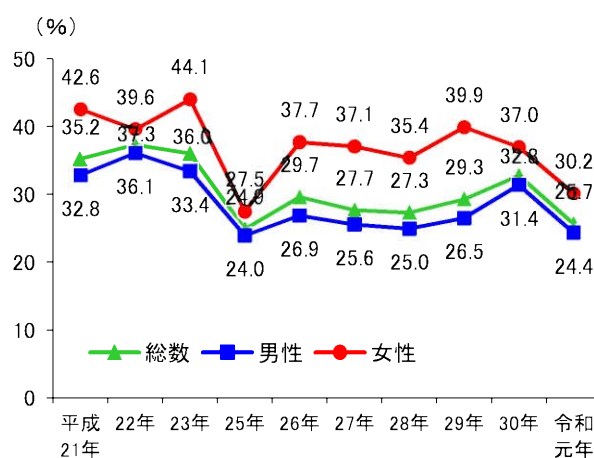
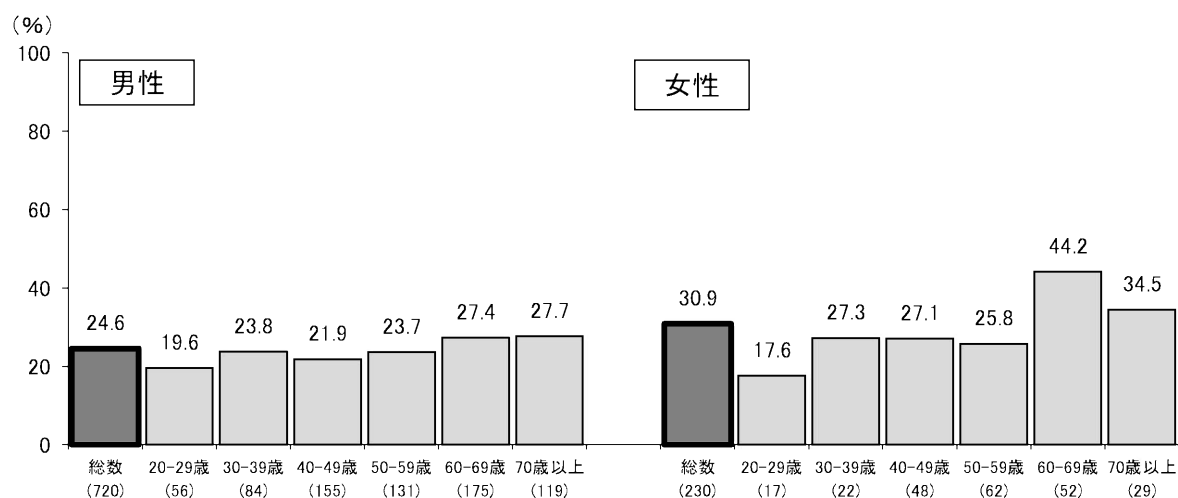


図 44-2 年齢調整した、現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合の年次推移(20 歳以上)(平成 21～令和元年)



※平成 24 年は未実施。

図 45 現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合(20 歳以上、性・年齢階級別)

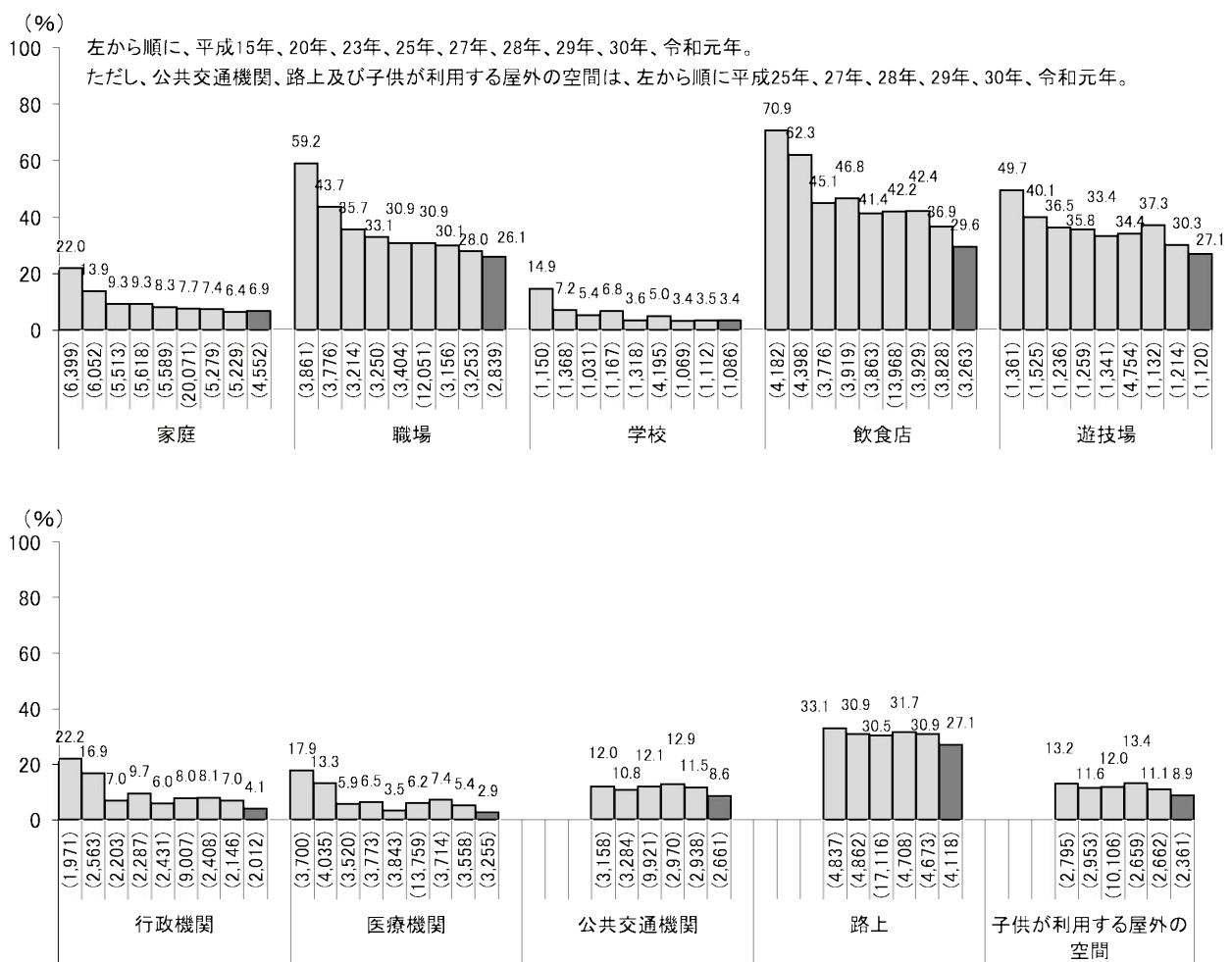


4. 受動喫煙の状況

自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者(現在喫煙者を除く)の割合について場所別にみると、「飲食店」では 29.6%と最も高く、次いで「遊技場」「路上」では 27.1%となっている。平成 15 年以降の推移でみると、全ての場所有意に減少している。

図 46 自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)を有する者の割合の年次比較(20 歳以上、男女計、現在喫煙者を除く)(平成 15 年、20 年、23 年、25 年、27 年、28 年、29 年、30 年、令和元年)

問: あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

※「受動喫煙の機会を有する者」とは、家庭: 毎日受動喫煙の機会を有する者、その他: 月1回以上受動喫煙の機会を有する者。

※学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。

※屋内・屋外等、受動喫煙が生じた場所や場面は不明。

(参考)「健康日本21(第二次)」の目標
望まない受動喫煙のない社会の実現

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
		【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所 等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能（※）



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

経営判断等

2020年
4月1日
施行

喫煙を主目的とする施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店

喫煙目的施設

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

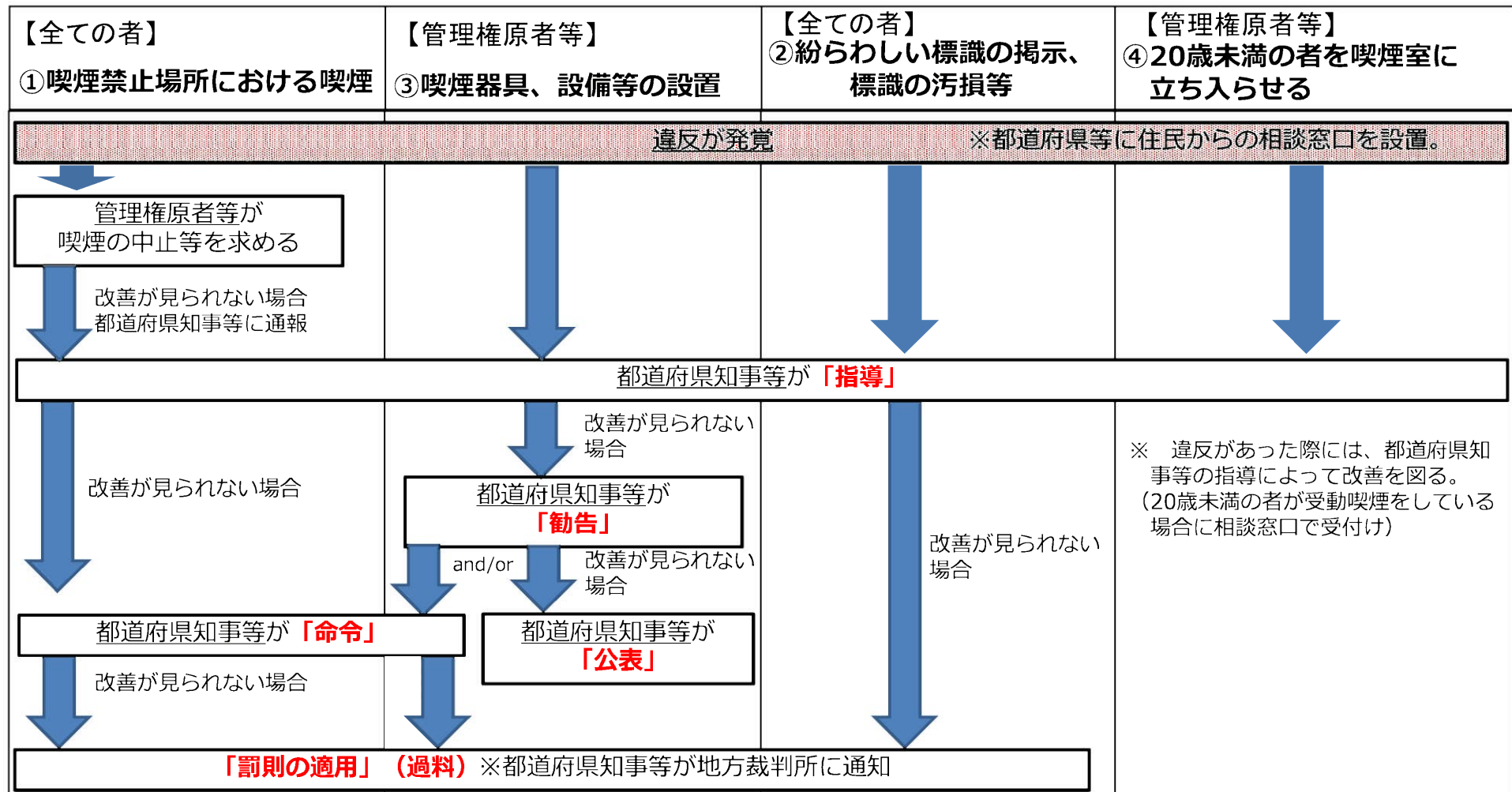
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
 - 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 - 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



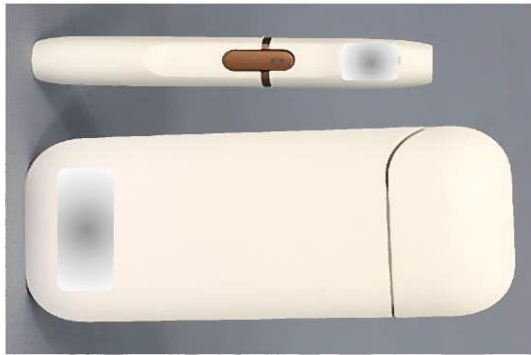
改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

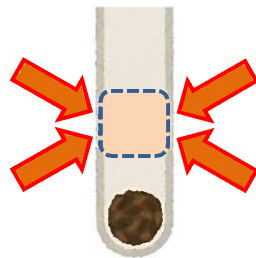
2018年	2019年		2020年		
<u>7月25日</u>	<u>1月24日</u>	<u>7月1日</u>	9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリパラ）
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）				
	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）				
	全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日				

- たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるもの。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なる。
- 日本国内では、平成26年より順次発売が開始されている。
- 副流煙はほとんど発生しない。

現時点で販売されている加熱式たばこの専用機器（3種類）



- たばこを専用機器で直接加熱し喫煙する。
- 加熱温度は約350℃以下



- たばこを専用機器で直接加熱し喫煙する。
- 加熱温度は約240℃



- 専用液を加熱することで発生させた煙を、たばこ葉を含むカプセルを通過させて喫煙する。
- カプセル内の温度は約30℃

〔参考〕 紙巻きたばこの燃焼温度：700～900℃

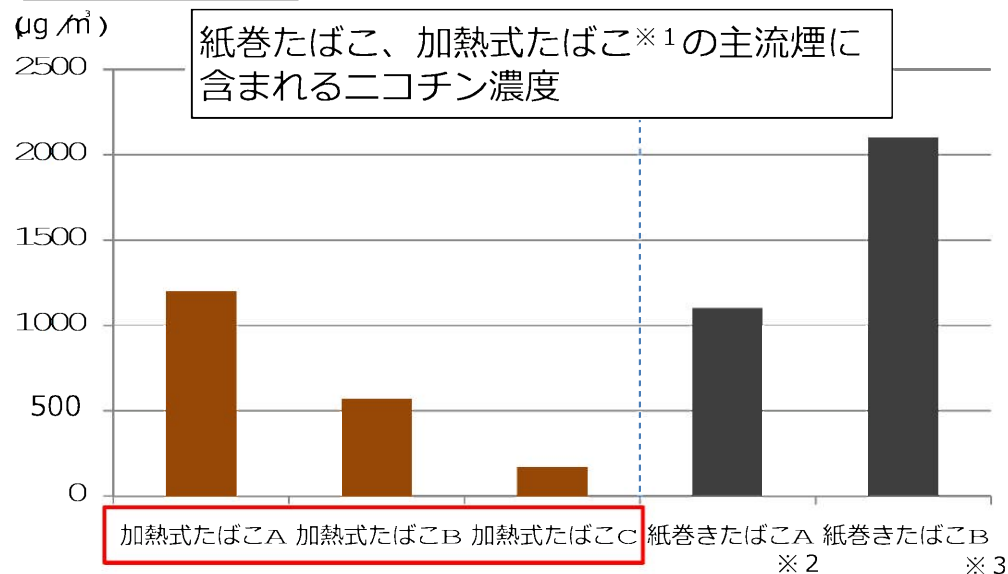
加熱式たばこにおける科学的知見

〔現時点までに得られた科学的知見〕

- 加熱式たばこの主流煙には、紙巻たばこと同程度のニコチンを含む製品もある。
- 加熱式たばこの主流煙に含まれる主要な発がん性物質*の含有量は、紙巻たばこに比べれば少ない。
- 加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻たばこに比べれば低い。

*現時点で測定できていない化学物質もある

主流煙の成分

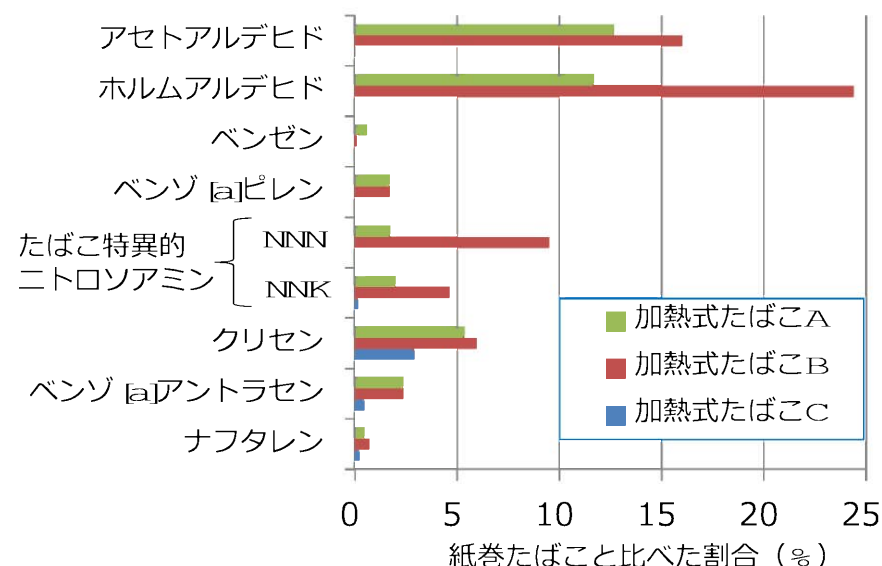


※1：1 2回吸引（紙巻たばこで概ね1本に相当する吸引回数）

※2・※3：試験研究用の紙巻たばこ参照品（※2：1 R5 F ※3：3 R4 F）

厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」

加熱式たばこ主流煙中の発がん性物質の一例 (紙巻たばこ※3の主流煙に含まれる各成分量を100%としたときの割合)



喫煙時の室内におけるニコチン濃度

- 主流煙において紙巻たばこと同等程度含まれるものがある「ニコチン」を測定。
- 同一条件下（換気のない狭い室内で喫煙した場合）で室内のニコチン濃度を測定したところ、紙巻きたばこ（1,000～2,420 μg/m³）に比べ、**加熱式たばこ（26～257 μg/m³）**では低かった。

国立がん研究センター委託事業費「たばこ情報収集・分析事業」による調査

〔現時点での評価〕

- ・ 加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。

喫煙時の室内におけるニコチン濃度

- 受動喫煙の原因となる室内の「環境たばこ煙（副流煙＋呼出煙）」におけるニコチンの濃度を測定。
- たばこの煙が多い室内環境を再現するため、換気のない通常1人が使用する狭い部屋でたばこを喫煙。
- 加熱式たばこの喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻たばこに比べて低い。

試験の目的

- ・ 受動喫煙の原因となる室内の「環境たばこ煙」における成分量について、紙巻たばこと加熱式たばこ※¹との比較を実施
- ・ 加熱式たばこの主流煙において紙巻たばこと同等程度含まれるものがある「ニコチン」を測定
- ・ より安全面に立って評価するため、一般的な喫煙室環境よりも、相当程度厳しい環境で測定

※1：3種類の加熱式たばこをそれぞれの専用機器を用いて測定

試験の方法

- ・ 「換気がない」、「喫煙者一人あたりの占有容積が少ない」方が、環境たばこ煙の濃度はより高くなると考えられることから、換気のない通常1人が使用する部屋※²を使用し、たばこの煙が多い室内環境を再現
- ・ 同一人物が、紙巻たばこ、加熱式たばこそれぞれを50回吸引※³し、喫煙開始から1時間、室内の空気を採取※⁴し、室内ニコチン濃度を測定

※2：80cm×80cm×2.2mの部屋（右写真）で、概ね電話ボックス程度の広さ

※3：紙巻たばこで概ね4本程度に相当する吸引回数。紙巻たばこにおいては、実験した部屋が煙で充満し、被験者が咳き込むほどの状態であった

※4：高さ1m、1.8mの2カ所で計測



試験の結果

加熱式たばこ（26～257 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ） < 紙巻きたばこ（1,000～2,420 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

1 定点調査結果集計表

令和元年, 2年度

	令和2年2月(7, 8日合計)					令和2年4月(10, 11日合計)				
	通行者数	外国人通行者	うち喫煙者	外国人の割合	喫煙者の割合	通行者数	外国人通行者	うち喫煙者	外国人の割合	喫煙者の割合
合計	238,716	35,401	183	14.83%	0.08%	106,897	3,092	171	2.89%	0.16%
平日	108,110	16,267	95	15.05%	0.09%	57,430	1,571	81	2.74%	0.14%
休日	130,606	19,134	88	14.65%	0.07%	49,467	1,521	90	3.07%	0.18%
昼(午後1時～2時)	110,257	20,441	106	18.54%	0.10%	49,275	1,659	74	3.37%	0.15%
夜(午後5時～6時)	113,499	14,960	77	11.65%	0.06%	57,622	1,433	97	2.49%	0.17%

令和3年度

	令和3年4月(23, 24日合計)					令和3年10月(22, 23日合計)				
	通行者数	外国人通行者	うち喫煙者	外国人の割合	喫煙者の割合	通行者数	外国人通行者	うち喫煙者	外国人の割合	喫煙者の割合
合計	180,662	1,502	160	0.83%	0.09%	229,767	1,873	123	0.82%	0.05%
平日	81,559	696	67	0.85%	0.08%	104,594	873	50	0.83%	0.05%
休日	99,103	806	93	0.81%	0.09%	125,173	1,000	73	0.80%	0.06%
昼(午後1時～2時)	85,763	735	65	0.86%	0.08%	112,227	1,004	58	0.89%	0.05%
夜(午後5時～6時)	94,899	767	95	0.81%	0.10%	117,540	869	65	0.74%	0.06%

2 増減率比較表

令和2年2月と令和2年4月

	通行者数	外国人通行者	うち喫煙者
合計	-55%	-91%	-7%
平日	-47%	-90%	-15%
休日	-62%	-92%	2%
昼	-55%	-92%	-30%
夜	-49%	-90%	26%

令和2年4月と令和3年4月

	通行者数	外国人通行者	うち喫煙者
合計	69%	-51%	-6%
平日	42%	-56%	-17%
休日	100%	-47%	3%
昼	74%	-56%	-12%
夜	65%	-46%	-2%

令和3年4月と令和3年10月

	通行者数	外国人通行者	うち喫煙者
合計	27%	25%	-23%
平日	28%	25%	-25%
休日	26%	24%	-22%
昼	31%	37%	-11%
夜	24%	13%	-32%

喫煙場所の一時閉鎖と解除

1 一時閉鎖時の状況



京都駅北広場（バスターミナル東）喫煙場所



灰皿の口を塞いでいる

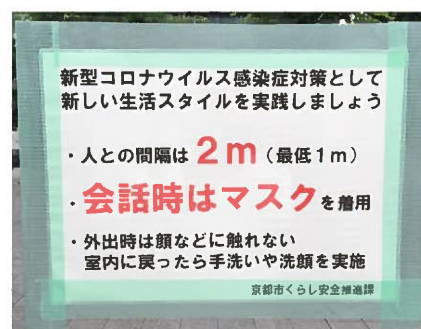
2 閉鎖解除時の対策等



京都駅北広場（バスターミナル東）喫煙場所



入口と定員の表示



感染症への注意喚起表示



外側への一方通行化と順番待ち列



内部床面の目安標示